

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 適正処理の確保と不適正処理の防止

(1) 一般廃棄物

① 現況

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造に加え、住民の都市型生活への指向は、ごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、その処理・処分に伴いダイオキシン類の発生や最終処分場のひっ迫等の問題を引き起こしてきた。このような問題を解決するためには、これまでの廃棄物を効率よく、かつ、安全に処理・処分する必要があることから、ごみの排出をできるだけ抑制し、資源として有効利用できるものは極力再生利用する、新たな循環型処理システムへの転換を一層促進する必要がある。

一方、し尿や生活雑排水のいわゆる生活排水対策の推進も、身近な河川や海などの水質浄化を図る上で重要な課題となっている。このため、し尿処理施設の高度処理を推し進めるとともに、生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽の設置整備事業等を推進している。合併処理浄化槽は、30年度末で浄化槽全体の48.2%しかなく、未だ単独処理浄化槽が約5割を占めている。単独処理浄化槽では、生活雑排水がそのまま河川等に放流されていることから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が求められており、県としてもこれに積極的に取り組んでいるところである。

県では、ごみの減量、リサイクルの推進についての市町の積極的な取組指導と併せて、市町が実施する廃棄物処理施設の整備などに対して、技術的援助を行うとともに、ごみ問題等に対する県民への啓発を積極的に進めている。

ア ごみ処理の状況（H30実績値）

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設の整備を図っており、平成30年度末では、ごみ焼却施設14施設（ゴミ燃料化施設（RDF）1施設を含む。）（能力1,894t/日）（資料編11-1参照）、資源化施設であるリサイクルプラザ・センター・推進施設9施設（171.4t/日）（資料編11-4参照）などが整備されている。

また、県人口の100%（約1,394千人）についてごみの収集処理が行われており、図2-3-1のとおり、年間総排出量は、約45.2万t、県民1人1日当たりのごみ排出量は895gとなっている。そのうち、収集ごみ及び直接搬入ごみの79.2%が焼却施設で直接処理され、2.1%が直接埋立処分、約9.1万tが資源化され（集団回収量を含む。）、リサイクル率は、17.2%となっている。なお、一般廃棄物最終処分場の現況は、資料編11-3のとおりである。

イ し尿処理の状況

し尿の処理は、し尿処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道により行われている（図2-3-2参照）。

汲み取りし尿人口は、約12.8万人で県人口の9.2%に相当する。また、し尿処

理施設は12施設 1,243k0/日が整備されている（資料編11－2参照）。

浄化槽は、約17万基が設置され、処理人口は約52.2万人であり、普及率は約37.7%である。

コミュニティ・プラントは、7施設で処理人口は3.31千人であり、普及率は約2.4%である。

図2-3-1 ごみの排出及び処理状況(平成30年度実績値) ごみ量(単位:t/年)

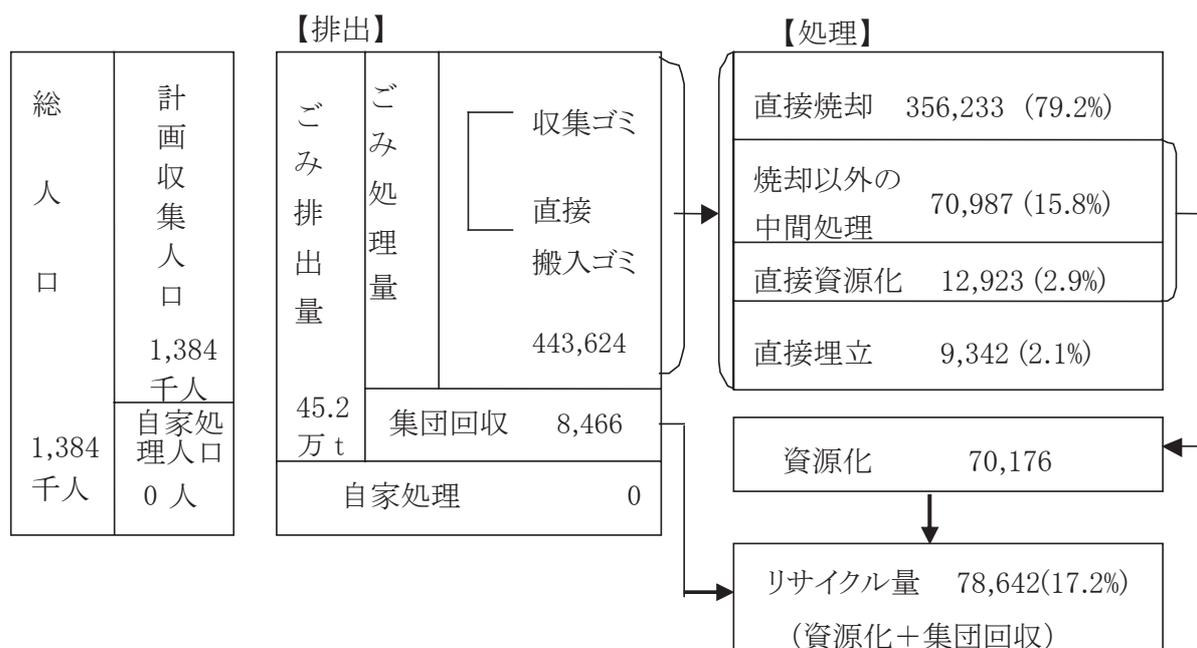
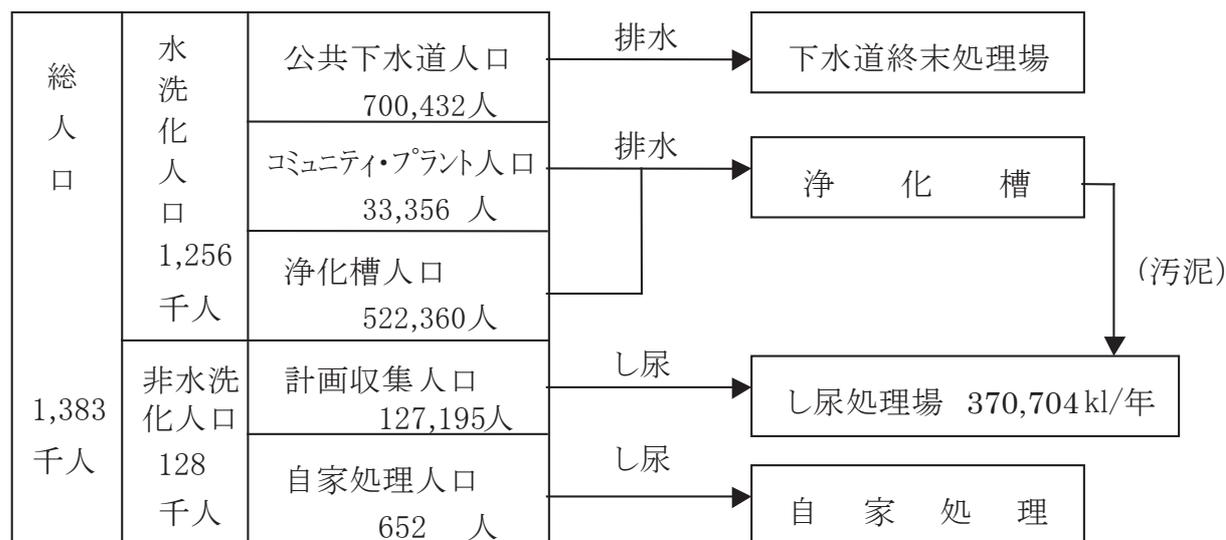


図2-3-2 し尿処理の状況(平成30年度)



※ 浄化槽人口は、単独処理浄化槽人口、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口の合計である。

ウ 家庭ごみの分別排出区分の状況

家庭ごみの分別排出区分は、各市町におけるごみ処理施設等の整備状況や住民の協力体制など、それぞれの地域事情に応じて設定されており、県内市町では2年3月末現在、18種分別（久万高原町、松前町）から11種分別（松山市、上島町、愛南町）まで様々な区分となっているが、ごみの減量化、リサイクルを推進するためには、各家庭からの分別排出を徹底することが基本であり、ここ数年、各市町とも資源ごみなどの排出区分を強化しているところである（表2-3-2）。

また、家庭ごみの約5割（容積比）を占める缶、びん、ペットボトルなど容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づいて分別収集、再商品化が行われているところであり、県内市町の元年度実績は資料編の資料11-7のとおりである。

表2-3-2 市町別家庭ごみの分別排出区分(令和2年3月末現在)

	分別区分数						資源ごみの内容
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	計	
松山市	1	1	8	1	0	11	PET、紙(4)、プラ容器、金物・ガラス類、水銀
今治市	1	1	12	1	2	17	缶、びん(3)、PET、紙(4)、布、プラ容器、白色トレイ
宇和島市	1	1	9	0	5	16	缶・びん(3)、PET、紙(5)
八幡浜市	1	1	11	1	0	14	缶、びん、PET、紙(4)、古着、プラ容器、紙バック、食用油
新居浜市	1	1	11	1	2	16	缶、ビン(3)、PET、紙(4)、布、プラ容器
西条市	1	1	7	1	3	13	びん(3)、PET、紙(3)
大洲市	1	1	8	1	1	12	缶・びん、PET・トレイ、紙(5)、布
伊予市	1	1	9	1	1	13	缶、びん、PET、紙(4)、布、プラ容器
四国中央市	1	1	9	1	1	13	缶・びん、PET、紙(5)、衣類、食用油
西予市	1	1	9	1	2	14	缶、びん、PET、紙、布、プラ容器、その他プラ、金属、小家電、
東温市	1	1	11	1	0	14	缶・金属、びん・ガラス、PET、紙(4)、プラ器、食用油、乾電池・体温計、蛍光灯・鏡
上島町	1	3	6	1	0	11	缶、紙(3)、小物金属類、有害ごみ、
久万高原町	1	1	15	1	0	18	缶、びん、PET、紙(5)、古着類、プラスチック類、廃食用油、蛍光灯、乾電池、金属、小型家電
松前町	1	1	15	1	0	18	缶、びん、PET、紙(4)、古着・古布、プラスチック類、食用油、金属・スプレー缶、せんてい枝、わた布団、小型家電、有害ごみ
砥部町	1	0	9	1	4	15	缶、びん、PET、紙(4)、布類、金属くず
内子町	1	1	9(10)	1	0	12(13)	缶、びん、PET、トレイ、布、紙(4)[すべての地区]、生ごみ[一部地域のみ]

伊方町	1	1	11	1	1	15	缶、びん、PET、プラ容器、古紙・古着(6)、発泡スチロール、
松野町	1	1	6	1	3	12	缶・びん、PET、紙(3)、食用油
鬼北町	1	1	11	1	0	14	缶、びん、PET、紙(3)、古着、廃油、家電製品、乾電池、蛍光灯
愛南町	1	0	7	1	2	11	缶・びん、PET、不燃物、新聞、雑誌、段ボール、食用油

注 1 資源ごみの内容のうち、紙()書きは、新聞、段ボール、紙パック、雑誌などの細区分数である。

2 内子町の資源ごみ()書きは、一部地域で実施している生ごみ回収を含めた数である。

② 対策

一般廃棄物の処理については、従来の大量の廃棄物を専ら焼却や埋立てによって処理するシステムから、廃棄物を資源としてとらえ、資源の有効利用、環境への負荷の低減の観点から積極的にリサイクルを行うシステムに変更し、資源循環型の処理体制の構築を進めていく必要がある。

このため、大気汚染、水質汚濁等公害防止のための施設整備及び適切な維持管理に加えて、分別収集区分の強化やごみ処理の有料化など、ごみの減量化やリサイクルの取組を積極的に推進するとともに、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場等の廃棄物処理施設を計画的かつ効率的に整備するため、市町や一部事務組合に対する適切な助言、情報提供に努めることとしている。

ア 廃棄物処理施設整備

市町等が国の循環型社会形成推進交付金事業として実施する廃棄物処理施設整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業に対し、事業の適正実施を図るための指導監督を行うとともに、施設設置許可、使用前検査及び埋立処分地の廃止確認等を実施し、廃棄物の適正処理の推進を図っている。

表 2-3-3 廃棄物処理施設整備事業の概要（令和2年度事業）

事業		箇所数	市町名
廃棄物処理施設整備	汚泥再生処理センター	1箇所	西条市、松山衛生事務組合
	ごみ焼却施設	1箇所	西条市
	ストックヤード	1箇所	久万高原町

イ 合併処理浄化槽整備

合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町が実施する合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費に対し県費補助を行っている。令和元年度の国庫補助事業による設置基数は表 2-3-4 のとおり、家庭などに設置される合併処理浄化槽については14市町で976基、市町が設置主体となって浄化槽の面的整備を図る事業については4市町103基となっている。

表 2-3-4 合併処理浄化槽整備事業の概要（元年度事業）

事業		箇所数	市町名
合併処理浄化槽整備	合併処理浄化槽設置整備事業	14市町 976基	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町
	浄化槽市町村整備推進事業	4市町 103基	八幡浜市、伊方町、鬼北町、愛南町

ウ 分別収集促進計画

県内市町における容器包装廃棄物の分別収集を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を確保するため、令和元年に第9期愛媛県分別収集促進計画（令和2～6年度）を策定した。この計画では、各市町が容器包装リサイクル法に基づいて定めた分別収集量を取りまとめた上で、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する意識啓発、市町への助言・情報提供、その他分別収集の促進に関する取組を推進することとしている。

表 2-3-5 分別収集促進計画における容器包装廃棄物の分別収集量（令和6年度計画値）

区分	実施市町数	分別収集量（t）
無色ガラス	19	1,925
茶色ガラス	19	2,435
その他ガラス	19	3,681
ペットボトル	19	2,693
その他プラスチック	12	8,228
白色トレイ	6	15
スチール缶	20	1,740
アルミ缶	20	1,494
段ボール	20	5,296
飲料用紙パック	16	73
その他紙製容器	6	449
計	—	28,029

(2) 産業廃棄物

① 現況

産業廃棄物には、燃え殻、汚泥、廃油等20種類が定められており、その排出及び処理状況、処理施設の設置状況は、次のとおりである。

ア 発生・排出状況

平成27年度に実施した実態調査結果（5年ごとに実施）によると、平成26年度の産業廃棄物の発生量は、7,696千t、発生量から有価物などを除いた排出量は、

7,526千tとなっている。

(7) 業種別排出状況

業種別に見ると、製造業が4,942千t（排出量の65.7%）で最も多く、次いで、電気・水道業が924千t（同12.3%）、農業が828千t（同11.0%）、建設業が713千t（同9.5%）となっており、これら4業種で全体の98.5%を占めている。

表2-3-6 業種別排出量（単位：千t/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
製 造 業	4,942	65.7
電気・水道業	924	12.3
農 業	828	11.0
建 設 業	713	9.5
そ の 他	120	1.5
合 計	7,526	100.0

(イ) 種類別排出状況

種類別に見ると、汚泥が4,895千t（排出量の65.0%）で最も多く、次いで、動物のふん尿が827千t（同11.0%）、がれき類が589千t（同7.8%）、ばいじんが487千t（同6.5%）、木くずが135千t（同1.8%）、廃プラスチック類が124千t（同1.7%）、燃え殻が122千t（同1.6%）となっており、これら7種類で総排出量の95.4%を占めている。

表2-3-7 種類別排出量（単位：千t/年、%）

業 種	排 出 量	構成比
汚 泥	4,895	65.0
動物のふん尿	827	11.0
が れ き 類	589	7.8
ば い じ ん	487	6.5
木 く ず	135	1.8
廃 プ ラ 類	124	1.7
燃 え 殻	122	1.6
そ の 他	347	4.6
合 計	7,526	100.0

(ウ) 圏域別排出状況

圏域別に見ると、四国中央圏が4,417千t（排出量の58.7%）で最も多く、次いで、松山圏が983千t（同13.1%）、新居浜・西条圏が898千t（同11.9%）、八幡浜・大洲圏が739千t（同9.8%）、今治圏が264千t（同3.5%）、宇和島圏が226千t（同3.0%）となっている。

表 2-3-8 圏域別排出量 (単位：千 t/年、%)

業 種	排 出 量	構 成 比
四 国 中 央 圏	4,417	58.7
新 居 浜 ・ 西 条 圏	898	11.9
今 治 圏	264	3.5
松 山 圏	983	13.1
八 幡 浜 ・ 大 洲 圏	739	9.8
宇 和 島 圏	226	3.0
合 計	7,526	100.0

イ 処理・処分状況

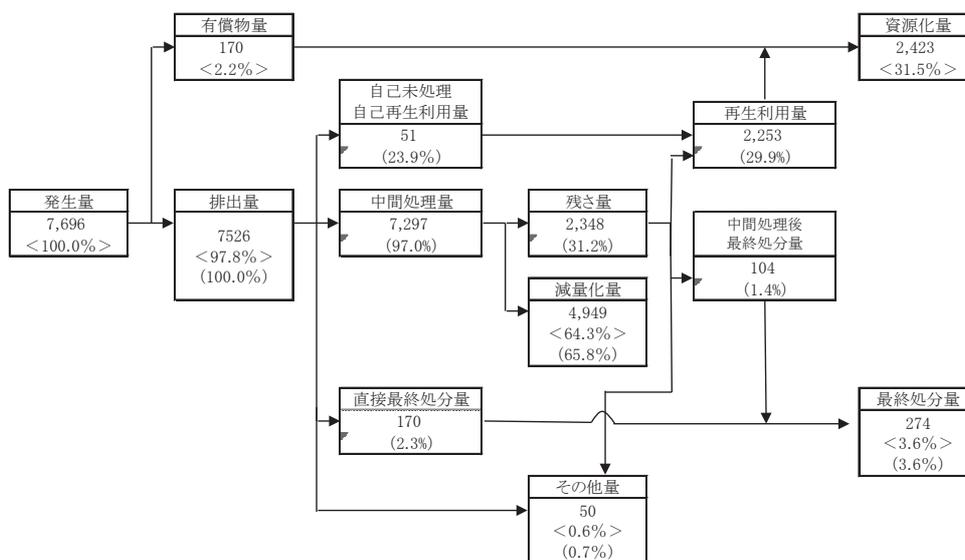
県内で発生した産業廃棄物（7,696千t）の発生から処理までの概要は、図2-3-3のとおりである。

○資源化状況を見ると、排出事業者自らが再生利用し、又は他人に有償で売却したものと、処理業者が中間処理後再生利用したもの等を含めた資源化量の合計は、2,423千tとなっている。

○減量化状況を見ると、排出事業者自らが中間処理を行って減量したものと、自治体や処理業者が中間処理を行って減量したものを含めた減量化量の合計は、4,949千t（排出量に対する減量化率65.8%）となっている。

○最終処分状況を見ると、排出事業者自らが埋立処分したもの、自治体や処理業者が未処理のまま最終処分したもの、さらに、自治体や処理業者が中間処理後に最終処分したものを含めた最終処分量の合計は、274千tとなっている。

図 2-3-3 発生・排出及び処理・処分の状況 (単位：千 t/年)



注1) <>は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示す。

注2) 図中の%表示については四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しないものがある。

ウ 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

他人の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を業として行う者は、知事の許可を受けることが義務付けられている。令和元年度末の産業廃棄物処理業者の許可件数は、表2-3-9のとおり、収集・運搬業が1,815業者で全体の89.9%を占めており、処分業が204業者となっている。

表2-3-9 産業廃棄物処理業の許可状況 (令和2年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成30年度までの許可		1,761	203	1,964
令和元年度	新規許可	104	5	109
	更新許可	297	39	336
	変更許可	(29)	(6)	(35)
	失効	37	0	37
	廃止	12	4	16
	取消	1	0	1
累 計		1,815	204	2019

また、特別管理産業廃棄物処理業者の許可件数は、298業者で、その内訳は、表2-3-10のとおりとなっている。

表2-3-10 特別管理産業廃棄物処理業の許可状況 (令和2年3月31日現在)

		収集運搬業	処分業	計
平成30年度までの許可		279	14	293
令和元年度	新規許可	8	0	8
	更新許可	38	0	38
	変更許可	(11)	(0)	(11)
	失効	1	0	1
	廃止	1	1	2
	取消	0	0	0
累 計		285	13	298

エ 産業廃棄物処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等21種類が産業廃棄物処理施設として定められており、知事の許可を受けることが義務付けられている。令和元年度末の産業廃棄物処理施設は、表2-3-11のとおり、504施設となっており、その内訳は、中

間処理施設471施設、最終処分場33施設となっている。

表2-3-11 産業廃棄物処理施設の設置状況 (令和2年3月31日現在)

施設の区分		施設数
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	221
	汚泥の乾燥施設(機械)	1
	汚泥の乾燥施設(天日)	1
	汚泥の焼却施設	17
	廃油の油水分離施設	0
	廃油の焼却施設	12
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2
	廃プラスチック類の破砕施設	22
	廃プラスチック類の焼却施設	12
	木くず又はがれき類の破砕施設	160
	コンクリート固型化施設	2
	汚泥のばい焼施設	2
	シアン化合物の分解施設	1
上記以外の焼却施設	18	
最終処分場		33
合計		504

オ 特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況

特別管理産業廃棄物の種類別・業種別排出状況は、表2-3-12、表2-3-13及び以下に示すとおりである。

平成27年度に実施した実態調査によると、平成26年度の排出量は23,856 tであり、種類別に見ると、感染性廃棄物が9,712 tで最も多く全体の40.7%を占めている。次いで、廃油が6,714 t (28.1%)、特定有害産業廃棄物(廃石綿を除く)が4,679 t (19.6%)となっている。

業種別では、製造業が13,224 tと最も多く、全体の55.4%を占め、次いで、医療・福祉が9,102 t (38.2%)となっており、この2業種で93.6%を占めている。

表2-3-12 種類別排出状況 (単位：t/年)

種類	合計	廃油 (引火点が 70°C未満)	廃酸 (PHが2.0 以下)	廃アルカリ (PHが12.5 以上)	感染性 廃棄物	廃石綿等	特定有害 産業廃棄物 (廃石綿等を除く)
排出量 (%)	23,856 (100)	6,714 (28.1)	2,179 (9.1)	486 (2.0)	9,712 (40.7)	86 (0.4)	4,679 (19.6)

表2-3-13 業種別排出状況 (単位：t/年)

業種	合計	製造業	医療・ 福祉	教育・ 学習	運輸業	サービス 業	その他
排出量 (%)	23,856 (100)	13,224 (55.4)	9,102 (38.2)	653 (2.7)	347 (1.5)	345 (1.4)	185 (0.8)

カ 不法投棄の現状

県内の1件当たり10t以上の産業廃棄物の不法投棄（特別管理産業廃棄物については、発生量を問わずすべての不法投棄）は、過去5年間でみると、平成27年度2件272t、平成28年度1件20t、平成29年度1件2,840t、平成30年度1件33t、令和元年度3件150tとなっており、産業廃棄物の種類としては、木くず、紙くず、がれき類、建設混合廃棄物等である。これらの産業廃棄物は既に撤去されており、環境保全上の支障はない。なお、令和元年度の事案は、宇和島市において、建設混合廃棄物及び木くずが投棄された事案である。

また、不法投棄を巡っては、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、近年では、不法投棄の件数、投棄量とも横ばいで推移しているが、撲滅には至っていない。

② 対策

産業廃棄物の最終処分場の逼迫や、ダイオキシン問題、不法投棄等の問題を踏まえ、数次に及ぶ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、マニフェスト制度の見直し、野焼きの禁止、罰則の強化等がなされたことから、この法改正に対応するため、事業者に対する法令講習会による排出事業者処理責任の周知徹底や、警察OBを適正処理指導員として配置するなど不法投棄等不適正処理の未然防止対策を講じている。

ア 産業廃棄物処理業者研修

産業廃棄物処理業者の資質の向上を図るため、優良産業廃棄物処理業者育成研修会を（一社）えひめ産業廃棄物協会に委託して実施した。その概要は、表2-3-14のとおりである。

表2-3-14 研修会の開催状況

講義	日程	場所	受講者
産業廃棄物処理実務者研修（基礎編）	令和元年7月24日（水）	JA愛媛（松山市南堀端町2-3）	111人
産業廃棄物に係る許可手続研修	令和元年9月12日（木）	JA愛媛（松山市南堀端町2-3）	54人
安全衛生管理研修	令和2年1月21日（火）	JA愛媛（松山市南堀端町2-3）	97人
電子マニフェスト操作体験セミナー	令和元年8月6日（火）	愛媛県生涯学習センター（松山市上野町甲650）	35人
処分業維持管理研修	令和元年11月27日（水）	JA愛媛（松山市南堀端町2-3）	22人

イ 法令講習会の開催

排出事業者等を対象に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の説明会を開催し、その周知徹底を行い、資質の向上を図っている。（令和元年度開催状況：新型コロナウイルス感染拡大等の理由により中止）

ウ 事業者、処理業者の監視・指導

(7) 産業廃棄物処理施設適正管理指導

a 立入調査

最終処分場の施設の管理状況を監視・指導するため、立入調査を実施し、維持管理基準及び処理基準の遵守状況、維持管理記録簿の整備状況等の確認・指導を行った。

表2-3-15 最終処分場立入調査状況（埋立終了施設を除く）

所管保健所名	安定型処分場	管理型処分場
四 国 中 央	—	1
西 条	—	4
今 治	2	—
中 予	—	1
八 幡 浜	15	1
宇 和 島	6	—
合 計	23	7

b 最終処分場水質検査

県下の産業廃棄物最終処分場について、放流水や浸透水等の水質検査を実施した（資料編11-5参照）。

○ 管理型最終処分場

- ・検査対象施設数 7施設
- ・検査回数 3～6回
- ・検査項目 生活環境項目 水素イオン濃度等7項目
有害物質 カドミウム等28項目

○ 安定型最終処分場

- ・検査対象施設数 23施設
- ・検査回数 1回
- ・検査項目 生活環境項目 化学的酸素要求量
有害物質 カドミウム等25項目

(4) 廃棄物焼却施設の立入調査

産業廃棄物焼却施設の構造基準、維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等への対応状況の確認及び指導のため、立入調査を行った。（資料編11-6参照）。

- ・立入調査回数 年1回
- ・基準の遵守状況 すべての施設が基準に適合

表 2-3-16 排ガスのダイオキシン類測定結果

施設数	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)		
	最小値	最大値	平均値
26	<0.01	5.0	0.55

(令和元年度休止中の施設を除く。)

エ 愛媛県廃棄物処理施設設置審査会の開催

廃棄物処理施設のうち、焼却施設、最終処分場等の設置許可に当たっては、専門的知識を有する者の生活環境保全上の見地からの意見を聴取するため、愛媛県廃棄物処理施設設置審査会を設置している。

- 設置年月日 平成10年6月17日
- 委員構成 6名(学識経験者)
- 開催状況 令和元年度は1回開催

日 時：令和元年9月2日

場 所：県議会議事堂4階環境保健福祉委員会室

議 案：産業廃棄物処理施設設置等事前協議について

(平成産業(有)：安定型最終処分場の変更(嵩上げ))

オ 優良産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、産業廃棄物処理業の実施に関して高いモラルと優れた能力を有し、排出事業者や県民に信頼される優良な処理業者を育成することが重要である。このため、県では、廃棄物に関する専門的知識等を養うための研修会の実施や、処理業者への助言・指導等を適正かつ積極的に実施する体制の強化を図るとともに、産業廃棄物処理業者が、資源循環促進税を公正、適正に徴収するための計量設備の設置等に要する経費補助、産業廃棄物の適正管理等についての高度な知識や専門的な能力を習得するため、県外で開催される講習会に参加する経費や講師を招聘し自社で講習会を開催する経費に対する補助、環境負荷への配慮をより一層重視した経営活動を推進するため低公害車輛の導入経費やB5燃料の購入経費補助のほか、優良産廃処理業者認定制度の認定等を受けることを促進するため、認定要件となる「エコアクション21」の認証取得経費、「電子マニフェスト」加入のための関係機器導入経費の補助も行っている。

カ 不法投棄対策防止の強化

産業廃棄物の不法投棄や野焼き、不適正な土砂などの埋立てなどを防止し、快適な生活環境づくりを推進するためには、その早期発見と早期是正が必要であり、不法投棄防止意識の啓発と監視体制及び不法投棄物の処理体制の確立が重要である。

このため、県では、廃棄物の不法投棄防止対策として、不法投棄等に関する情報を県民から直接受け付ける不法投棄110番を運用しており、令和元年度は13件(うち10件県所管)の通報を受け対応した。また、「産業廃棄物監視指導機動

斑」を編成し、環境パトロールカーによる監視指導や、空からのヘリコプターによる監視を行うほか、各地方局・支局ごとに、警察、海上保安部、市町等で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」を設置するなど監視指導や意識啓発に努めている。

また、悪質、広域化する産業廃棄物の不法投棄事件等に迅速、的確に対応するため、県警との連携強化を図り、平成12年度から、循環型社会推進課に現職警察官を配置し、不法投棄監視体制の強化を図っている。平成26年度からは、警察官の身分ではなく行政職の職員として、県警本部からの派遣職員を配置している。

さらに、平成14年度からは警察OBを西条・松山・宇和島の3地方局に各1名、平成16年度からは今治、八幡浜地方局にも各1名、平成30年度からは四国中央保健所に1名配置したほか、監視カメラの活用や収集運搬車両の検問など、不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正に努めている。

(7) 循環型社会推進課内に設置しているフリーダイヤル（産業廃棄物不法投棄110番）により、県民から積極的に通報を受け、早期対応と被害の拡大防止を図った。（0120-149-530 イヨノクニ、ゴミゼロ 伊予の国ゴミゼロ）

(イ) 不法投棄等の不適正処理を監視するため、愛媛県消防防災ヘリコプターを活用したスカイパトロールを実施するとともに、各保健所に配備した環境パトロールカーにより、住民からの苦情や通報にも迅速に対応した。

(ロ) 保健所ごとに「不法投棄防止対策推進協議会」を設置し、次の事項に係る具体策を効果的に推進するため実施方法等の打合せを行った。

- ・不法投棄防止のための監視
- ・船舶によるシーパトロールの実施
- ・不法投棄防止に関する意識の啓発
- ・不法投棄物の処理
- ・その他、不法投棄防止のための具体策の推進

また、地域の実情に応じた不法投棄防止活動を迅速かつ的確に行うため、市町及び関係機関等による合同パトロール、不法投棄物の撤去及び広報誌による啓発等を実施した。

(ハ) 不法投棄の抑止や行為者の特定を目的として、不法投棄現場に監視カメラや不法投棄防止看板を設置した。

(ニ) 警察と合同で、産業廃棄物を運搬している車両の検問を実施し、manifestの携帯等について確認し、manifest制度の徹底と無許可営業の取締りを行った。

キ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

(7) 「愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」

県内のPCB廃棄物については、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に沿って平成20年7月に策定した「愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、平成27年3月までに処理するため、県、松山市等関係市町、保

管事業者、収集運搬業者などがそれぞれの役割を担いつつ、連携してPCB廃棄物の確実かつ適正な保管と処理を推進してきたところである。

しかしながら、PCB廃棄物の処理の進捗状況に遅れが生じていることに加え、非意図的に微量のPCBが混入した電気機器等が大量に存在することが判明したため、平成26年6月、国が処理期限延長に係る基本計画の変更を行うとともに、平成28年7月には、期限内適正処理を確実に完了するための変更を行ったことから、平成27年3月及び平成29年5月に本県の計画についても基本計画に沿った変更を行い、処理期限内の適正処理に努めているところである。

【処分期間】

- ・高濃度PCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ等）：平成30年3月
- ・高濃度PCB廃棄物（安定器等・汚染物等）：令和3年3月
- ・低濃度PCB廃棄物：令和9年3月

なお、本県のPCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が全国5箇所に整備したPCB処理事業所のうち、北九州市のPCB廃棄物処理施設（平成16年12月稼動）で処理を行うこととなっており、平成20年11月から多量保管事業場（該当機器を30台以上保有）分の処理が開始されている。

(イ) 高濃度PCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ等）の処理

県では、PCB廃棄物保管事業者への立入検査を実施し、平成30年3月末までの期限内適正処理を指導していたところであるが、処分が進められなかった（保管事業者不存在を含む）7者8台（個）については、平成31年3月末までに行政代執行により処分を行った。

(ウ) 高濃度PCB廃棄物（安定器）の処理

令和3年3月末に処分期限を迎えるPCB使用安定器について、未届のものを掘り起こすとともに、保有者に対して、期限内適正処理を指導するため、平成30年度から、「PCB使用安定器掘り起こし調査」を実施している。

2 適正な処理施設の確保

(1) 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

平成4年7月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市町村において適正処理が困難な廃棄物が増大していること、産業廃棄物処理施設の設置が困難となっていること等の実情に照らし、これらの廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保のために新たに廃棄物処理センター制度が導入されたことに即応して、愛媛県では、平成5年9月に、県、市町村及び民間団体が共同で一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター（当時は財団法人）を設立し、「廃棄物処理センター」として、全国で4番目に環境大臣の指定を受けた。センターの処理施設については、地理的条件を考慮し、原則として、東・中・南予に各1箇所整備する方針であったが、当面、1箇所を整備することとし、必要性、緊急性、立地の可能性等を総合的に検討し、東予地域は、他の地域に比べて、①市町村の一般廃棄物処理の困窮度合いが強いこ

と、②産業廃棄物の排出量が多いこと、③最終処分場残容量が逼迫していることなどから、最初に整備することとされ、平成10年1月、東予事業所施設（焼却・熔融炉等）の建設に着手し、平成12年1月から操業を開始した。操業に当たっては、排ガスについて連続測定を行うほか、騒音、振動、悪臭、周辺地域の河川水、地下水、土壌、ダイオキシン類等について定期的に調査し、環境法令や自主基準値を遵守し、周辺環境の保全に配慮した。

東予事業所は、東予地区の広域処理施設として、当時、市町村で処理が困難であった下水道汚泥や焼却灰、感染性廃棄物を受け入れるとともに、平成14年には牛海綿状脳症（BSE）問題に端を発した肉骨粉、平成15年には玉川町に不法投棄された硫酸ピッチ、平成21年には松山市内に長年埋設されていた廃農薬といった適正処理困難物も受け入れたほか、センターの処理過程で発生する残渣物については、熔融スラグを土木資材（アスファルト舗装用骨材等）として活用するとともに、飛灰についても、山元還元処理により銅や鉛、亜鉛などの有価金属を回収・再利用するなど、全てを有効活用する「ゼロエミッション（埋立物ゼロ）」を達成した。

また、平成22年には、全国で初めて、環境大臣の認定を受けて、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理を開始し、平成25年には、新設の連続式加熱炉によるトランス等の機器本体の処理も開始するなど、公共関与の安全・安心な資源循環の先導的なモデル施設として、本県の循環型社会の進展に大きな足跡を残し、所期の目的を十分達成した。

一方で、地元協定による供用期限である令和2年1月を迎えるに当たり、循環型社会の進展に伴う廃棄物搬入量の減少や施設の耐用年数、近年の施設の経年劣化による故障の頻発、民間参入によるPCB処理の競争激化などにより厳しい経営環境が続く中、関係東予5市町と協議を重ねた結果、主たる搬入元である東予5市町の廃棄物が同事業所以外で処理可能となったことに加え、漫然と放置すれば、時間の経過とともに必要な経費が膨らむことから、同事業所は、令和2年4月1日をもって事業廃止を行った。

今後、センターは、県と東予5市町の支援を得ながら、令和4年の完了を目指して、東予事業所の施設の解体撤去工事を進めているところである。



（団体概要）

- 所在地 松山市一番町4-4-2
- 設立 平成5年9月1日
- 基本財産 1,000万円
 - ・愛媛県：250万円
 - ・70市町村：250万円
 - ・民間団体：500万円

(施設概要)

- 施設名称／東予事業所
- 所在地／新居浜市磯浦町18番78号
- 敷地面積／10,400㎡ (延床面積／3,006㎡)
- 着工／平成10年1月
- 供用期間／平成12年1月～令和2年3月
- 総事業費／約60億円
- 焼却処理方式／ロータリーキルン式焼却溶融炉 2炉
ローラーコンベア式連続炉方式加熱炉
- 処理対象物／感染性廃棄物、固形物、汚泥、廃油、焼却灰、粗大ごみ、廃タイヤ、
廃プラスチック類、低濃度PCB廃棄物
- 標準処理能力／焼却・溶融施設 100t/日 (50t/日 2系列)
加熱炉 28t/日
- 資源回収物／スラグ、飛灰
- 研究研修施設／分析室、クリーンルーム、会議室
- 休養施設／入浴施設、休憩室(焼却・溶融施設の余熱利用)

3 資源循環促進税の活用

産業廃棄物行政施策に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進するため、平成18年10月17日に「愛媛県資源循環促進税条例」を公布し、平成19年4月1日から施行した。

税収は、産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究開発等や環境ビジネス振興、優良な処理業者育成などの施策に活用し、具体的には、紙パルプ業界が行う製紙スラッジ焼却灰の排出抑制等に関する研究・開発等の助成を行ったほか、地域の循環資源を活用した再資源化システムの事業化に向けた検討を行うなど、令和元年度は、22事業に202,062千円を充当した。

[令和元年年度の税充当事業]

事業名	決算額 (千円)
紙産業資源循環促進支援事業費	31,178
循環型社会ビジネス振興事業費	3,658
産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費	17,867
優良産業廃棄物処理業者育成事業費	6,944
廃棄物処理センター運営費補助金	15,443
産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	21,631
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費	12,374
汚染土砂等の不適正埋立防止対策費	1,100

循環型社会形成推進事業費	1,747
産業廃棄物処理対策費	2,832
産業廃棄物処理施設適正管理指導費	12,235
産業廃棄物行政支援交付金	58,000
産業廃棄物処理施設等パトロール強化費	5,093
プラスチック資源循環促進事業費	244
海岸漂着物地域対策推進事業費	25
第三次えひめ環境基本計画（仮称）策定事業費	470
自然公園等施設整備事業費	4,500
産業技術研究所試験研究費	1,009
環境に優しい農業生産活動推進事業費（環境保全型農業普及支援事業）	1,669
畜産経営技術指導事業費（環境調和型畜産推進支援事業）	1,240
地産地消飼料増産対策事業費（エコフィード利用促進事業）	1,799
環境教育推進事業費	1,004
計（22事業）	202,062

〔令和元年度税収額〕

税収額：280,435千円（課税標準：326千t）

〔課税標準・税率〕

- ・課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量。
- ・産業廃棄物の重量の計測が困難なときは、その体積に県が定める換算係数を乗じて換算重量を算出する。
- ・税率は、1トン当たり1,000円。
- ・排出事業者が、自ら設置する最終処分場で埋立処分する場合の税率は、1トン当たり500円。（ただし、最終処分業者である者については、この場合も1トン当たり1,000円。）
- ・排出事業者が、他者が設置する最終処分場の設置費用を負担して当該処分場において委託処分する場合の税率は、1トン当たり750円。